

選挙公営（公費負担）の手引き

斜里町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、斜里町長及び斜里町議会議員の選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについて記載したものです。

目 次

1. 公費負担制度とは	P1
2. 公費負担の種類	P1
3. 対象となる候補者	P1
4. 公費負担の限度額	P2
5. 諸手続	P4
【1】 契約締結と契約届出	P4
【2】 確認申請	P4
【3】 使用証明書・作成証明書の交付	P4
【4】 費用の請求	P5
◆ 選挙運動用自動車（ハイヤー方式）の諸手続について	P7
◆ 選挙運動用自動車の借入れ（自動車の借入れ）の諸手続について	P9
◆ 選挙運動用自動車の燃料代（自動車の借入れ）の諸手続について	P11
◆ 選挙運動用自動車の運転手（自動車の借入れ）の諸手続について	P13
◆ 選挙運動用ビラの作成の諸手続について	P15
◆ 選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	P17

1. 選挙公営(公費負担)制度とは

選挙公営(公費負担)制度は、国や地方公共団体が、選挙運動費用に関して、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的とし、候補者の選挙費用を負担する制度です。

斜里町では、令和3年12月議会において、「斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を制定しました。

この条例により、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、斜里町が各契約業者等に直接その経費をお支払いするものです。

2. 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、斜里町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは、以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

3. 対象となる候補者

この制度において町が公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

◆供託物没収点

町長：有効投票総数 × 1/10

町議：有効投票総数 ÷ 議員定数(13人) × 1/10

【参考】前回の町議会議員選挙(平成31年4月21日執行)の有効投票総数(6,707票)で当てはめてみると、次のようになります。

町長：6,707票 × 1/10 = 670.7票

町議：6,707票 ÷ 13人 × 1/10 = 51.59票

4. 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	
選挙 運動 用 自動 車 の 使 用	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約 (タクシー・ハイヤーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用 された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	64,500円×5日 =322,500円	
	2 1に 掲げ る契 約以 外の 契 約	①自動車借入れ契約 (レンタル、個人、会社等 からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用 された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	16,100円×5日 =80,500円
		②燃料の供給契約	選挙運動用自動車として供給 した燃料の代金	7,700円×5日 =38,500円
		③運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従 事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)	12,500円×5日 =62,500円

※1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約(ハイヤー、タクシーの借上げ)とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借上げする契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担を併用することはできません。(1の契約と2の契約の併用は不可)

※2 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業としているものに限る。

(2) 選挙運動用ピラの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
作成単価と①の少ない方の額 × 作成枚数と②の少ない方の枚数	7円73銭・・・①	【町長】5,000・・・② 【町議会議員】1,600枚・・・②

【例1】町長選挙運動用ピラ5,000枚の作成を40,000円で契約した場合。

- ◆1枚あたりの作成単価は $40,000円 \div 5,000枚 = 8円$ となります。
この場合、作成単価が上限を超えているため
 $7円73銭 \times 5,000枚 = 38,650円$ が公費負担対象となります。
この額を超える1,350円は、候補者負担となります。

【例2】町長選挙運動用ピラ5,500枚の作成を35,000円で契約した場合。

- ◆1枚あたりの作成単価は $35,000円 \div 5,500枚 = 6円36銭$ となります。
この場合、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため
 $6円36銭 \times 5,000枚 = 31,800円$ が公費負担対象となります。
この額を超える3,200円は、候補者負担となります。

【例 3】 町議会議員選挙運動用ビラ 1,000 枚の作成を 8,500 円で契約した場合。

- ◆ 1 枚あたりの作成単価は $8,500 \text{ 円} \div 1,000 \text{ 枚} = 8 \text{ 円 } 50 \text{ 銭}$ になります。
 この場合、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため
 $7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times 1,000 \text{ 枚} = 7,730 \text{ 円}$ が公費負担対象となります。
 この額を超える 770 円は、候補者の負担となります。

【例 4】 町議会議員選挙運動用ビラ 2,000 枚の作成を 12,000 円で契約した場合。

- ◆ 1 枚あたりの作成単価は $12,000 \text{ 円} \div 2,000 \text{ 枚} = 6 \text{ 円}$ になります。
 この場合、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため
 $6 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 枚} = 9,600 \text{ 円}$ が公費負担対象となります。
 この額を超える 2,400 円は、候補者の負担となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
作成単価と①の少ない方の額 × 作成枚数と②の少ない方の枚数	2,000 円・・・①	ポスター掲示数 45 箇所 × 1.2 = 54 枚・・・②

【例 1】 選挙運動用ポスター 80 枚の作成を 200,000 円で契約した場合

- ◆ 1 枚あたりの作成単価は $200,000 \text{ 円} \div 80 \text{ 枚} = 2,500 \text{ 円}$ になります。
 この場合、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため
 $2,000 \text{ 円} \times 54 \text{ 枚} = 108,000 \text{ 円}$ が公費負担対象となります。
 この額を超える 92,000 円は、候補者の負担となります。

【例 2】 選挙運動用ポスター 80 枚の作成を 120,000 円で契約した場合

- ◆ 1 枚あたりの作成単価は $120,000 \text{ 円} \div 80 \text{ 枚} = 1,500 \text{ 円}$ になります。
 この場合、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため
 $1,500 \text{ 円} \times 54 \text{ 枚} = 81,000 \text{ 円}$ が公費負担対象となります。
 この額を超える 39,000 円は、候補者の負担となります。

5. 諸手続

【1】 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届け出なければなりません。

- (1) 届出先 ⇒ 斜里町選挙管理委員会
- (2) 届出期日 ⇒ 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出時
⇒ 契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 ⇒ 各業者等との契約書の写し

■注意

※「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車借入、②燃料供給、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

※なお、生計を一つにする親族と契約締結をしようとする場合は、その者が当該契約に係る業務を業としている場合に限ります。

【2】 確認申請

以下の公費負担の適用を受けようとする場合は、契約届出とは別に「確認申請書」の提出が必要となります。

「確認申請書」とは、条例で公費負担の限度額を超えていないか選挙管理委員会の確認が必要となっている事項について、契約手続きとは別に提出をを求めるものです。

- (1) 確認申請の提出が必要なもの
 - ◆選挙運動用自動車の燃料代・・・制限額以内であることの確認
 - ◆選挙運動用ビラの作成・・・作成限度枚数の確認
 - ◆選挙運動用ポスターの作成・・・作成限度枚数の確認(掲示場数×1.2)の確認
- (2) 確認申請の方法
 - ◆確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
 - ◆確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- (3) 確認申請書の提出先 斜里町選挙管理委員会
- (4) 確認書の交付
 - ◆確認申請に基づき、選挙管理委員会から確認書を交付します。
 - ◆交付を受けた確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があることから直ちに契約業者等に提出してください。

【3】 使用証明書・作成証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用証明書」又は「作成証明書」を作成し、契約業者等に1部交付しなければなりません。

なお、この「使用証明書」「作成証明書」は契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者からの請求に基づき、斜里町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託金を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	記載例	
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (タクシー・ハイヤーの借上げ)	①選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号】 ②請求書【様式第 15 号】 ③請求内訳書【様式第 15 号別紙 1】	P.5 P.7 P.8	
	上記以外の契約による場合	自動車借入れ (レンタル、個人、会社等からの借入れ)	①選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号】 ②請求書【様式第 15 号】 ③請求内訳書【様式第 15 号別紙 2 の 1】	P.13 P.15 P.16
		自動車の燃料代	①自動車燃料代確認書【様式第 7 号】(選管から交付) ②選挙運動用自動車使用証明書【様式第 11 号】 + 給油伝票の写し(年月日、自動車ナンバー、給油量、給油金額の分かるもの) ③請求書【様式第 15 号】 ④請求内訳書【様式第 15 号別紙 2 の 2】	P.21 P.22 P.24 P.25
		運転手の報酬	①選挙運動用自動車使用証明書【様式第 12 号】 ②請求書【様式第 15 号】 ③請求内訳書【様式第 15 号別紙 2 の 3】	P.29 P.30 P.31
選挙運動用ビラの作成		①ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】(選管から交付) ②選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 13 号】 ③請求書【様式第 16 号】 ④請求内訳書【様式第 16 号別紙】	P.36 P.37 P.38 P.39	
選挙運動用ポスターの作成		①ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】(選管から交付) ②選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 14 号】 ③請求書【様式第 17 号】 ④請求内訳書【様式第 17 号別紙】	P.45 P.46 P.47 P.48	

(2) 請求書の提出の際の注意

- ◆支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ◆請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 請求書の提出先

斜里町選挙管理委員会

斜里郡斜里町本町 12 番地 TEL0152-26-8393 (直通)

■注意

無投票になった場合については、以下のとおりとなります。

【選挙運動自動車の使用】

◆告示日1日分の金額が公費負担の対象となります。

※燃料代は、告示日1日分の使用分が対象となります。

【選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成】

◆作成費が公費負担の対象となります。

※投票の有無にかかわらず対象となります。

ただし、無投票となった場合において、公費負担の対象となるのは、告示日までに有償契約が締結されたものに限りです。

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）

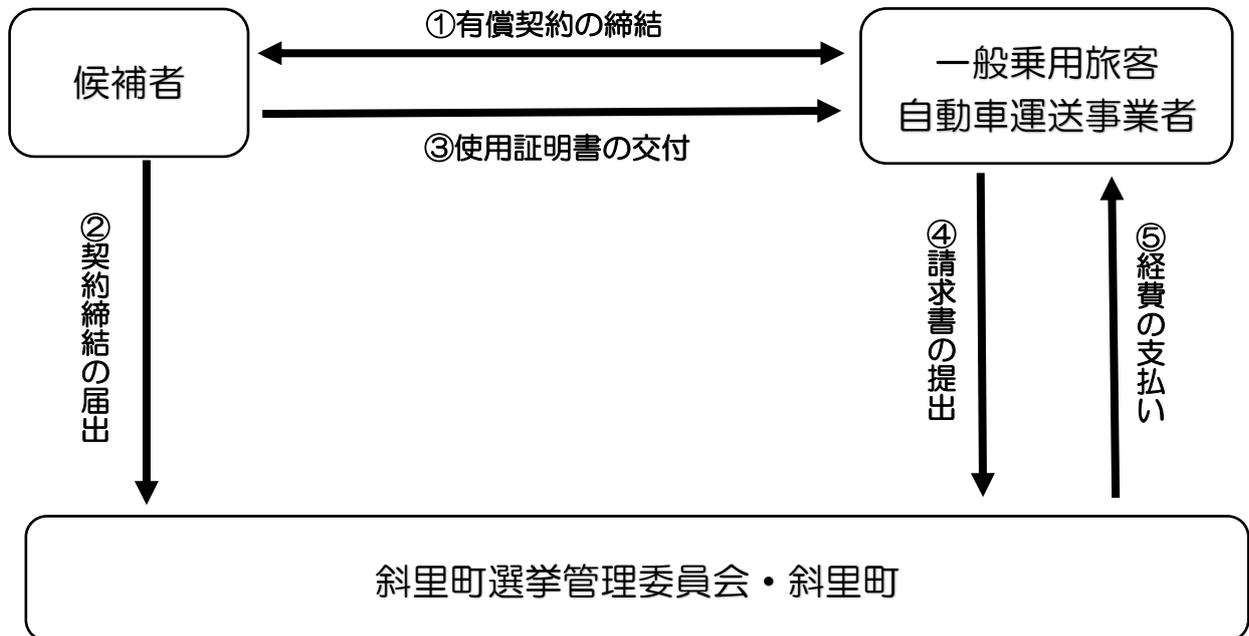
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P.4	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P.2	
請求するとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式 10 号】	P.5	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 15 号】	P.7	
	請求内訳書 【様式第 15 号別紙 1】	P.8	

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）



順序	手続き内容	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者⇔運送事業者）	選挙運動用自動車運送契約書 （契約に関する書面）[記載例 P.4]	
②	①の契約締結の届出 （候補者⇒選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】[記載例 P.2]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 （候補者⇒運送事業者）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 10 号】[記載例 P.5]	
④	請求書の提出 （運送事業者⇒町）	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 15 号】[記載例 P.7] 請求内訳書【様式第 15 号別紙 1】 [記載例 P.8]	③の使用証明書
⑤	経費の支払い （町⇒運送事業者）		

（注）1 供託物が没収される候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、運送事業者は、供託物を没収された候補者に対し請求することに二なります。

（注）2 町に対する請求については、斜里町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

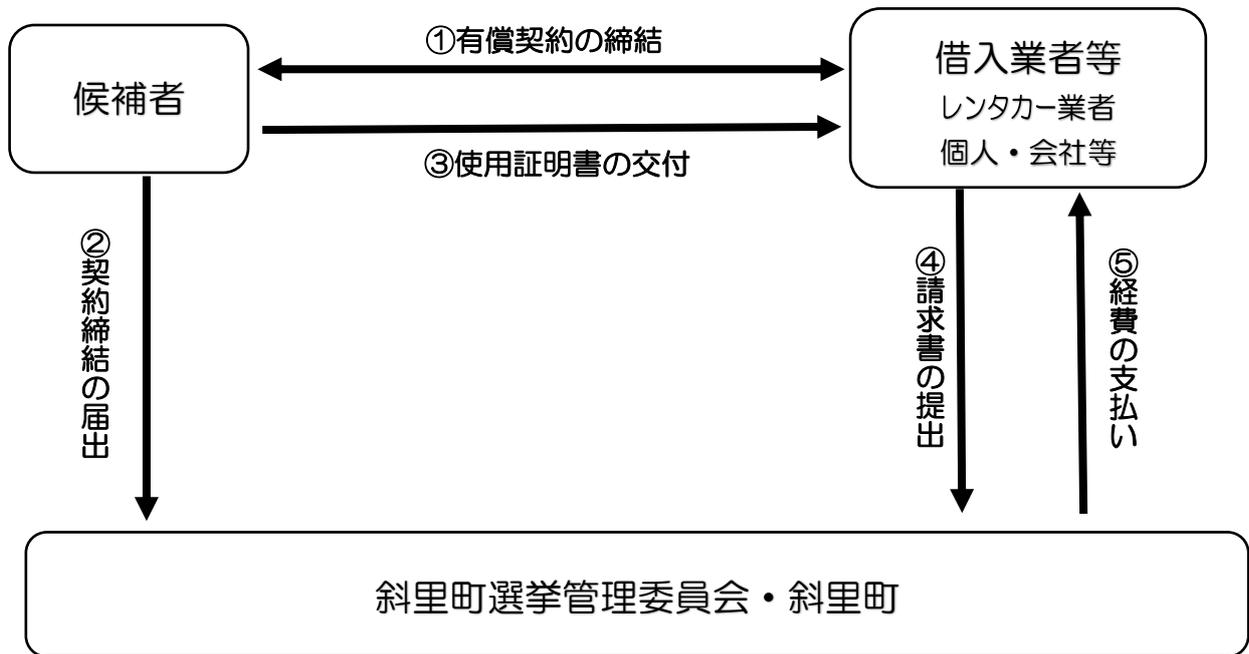
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P.12	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P.10	
請求するとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式 10 号】	P.13	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 15 号】	P.15	
	請求内訳書 【様式第 15 号 別紙 2 の 1】	P.16	

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）



順序	手続き内容	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者⇔借入業者等）	選挙運動用自動車運送契約書 （契約に関する書面）[記載例 P.12]	
②	①の契約締結の届出 （候補者⇒選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】[記載例 P.10]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 （候補者⇒借入業者等）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式 10 号】[記載例 P.15]	
④	請求書の提出 （借上業者等⇒町）	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 15 号】[記載例 P.10] 請求内訳書【様式第 15 号別紙 2 の 1】 [記載例 P.16]	③の使用証明書
⑤	経費の支払い （町⇒借入業者等）		

（注）1 供託物が没収される候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、借入業者等は、供託物を没収された候補者に対し請求することになります。

（注）2 町に対する請求については、斜里町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（燃料代）

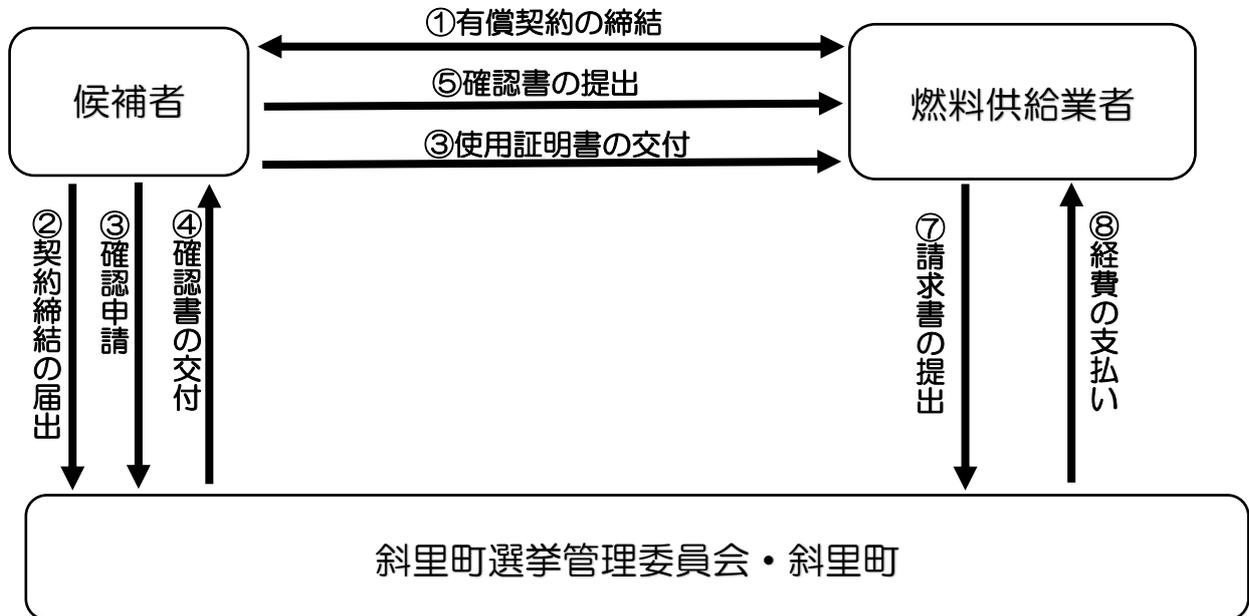
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P.18	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P.10	
請求の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第 4 号】	P.19	
請求するついで	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第 7 号】 （確認申請後に選管から候補者へ交付されたもの）	P.21	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料代） 【様式 11 号】 （候補者から収受したもの）	P.22	
	給油伝票の写し（給油年月日、自動車ナンバー、給油量、給油金額のわかるもの）	P.26	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 15 号】	P.24	
	請求内訳書 【様式第 15 号 別紙 2 の 2】	P.25	

選挙運動用自動車の使用

(燃料代)



順序	手続き内容	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者⇄燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面) [記載例 P.18]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】 [記載例 P.10]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	選挙用自動車燃料代確認申請書 【様式第 4 号】 [記載例 P.19]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	選挙用自動車燃料代確認書 (確認申請後に選管から交付するもの) 【様式第 7 号】 [記載例 P.21]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) 【様式 11 号】 [記載例 P.22]	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【様式第 15 号】 [記載例 P.24] 請求内訳書【様式第 15 号別紙 2 の 2】 [記載例 P.25]	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払い (町⇒燃料供給業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、燃料供給業者は、供託物を没収された候補者に対し請求することになります。

(注) 2 町に対する請求については、斜里町選挙管理委員会で受け付けます。

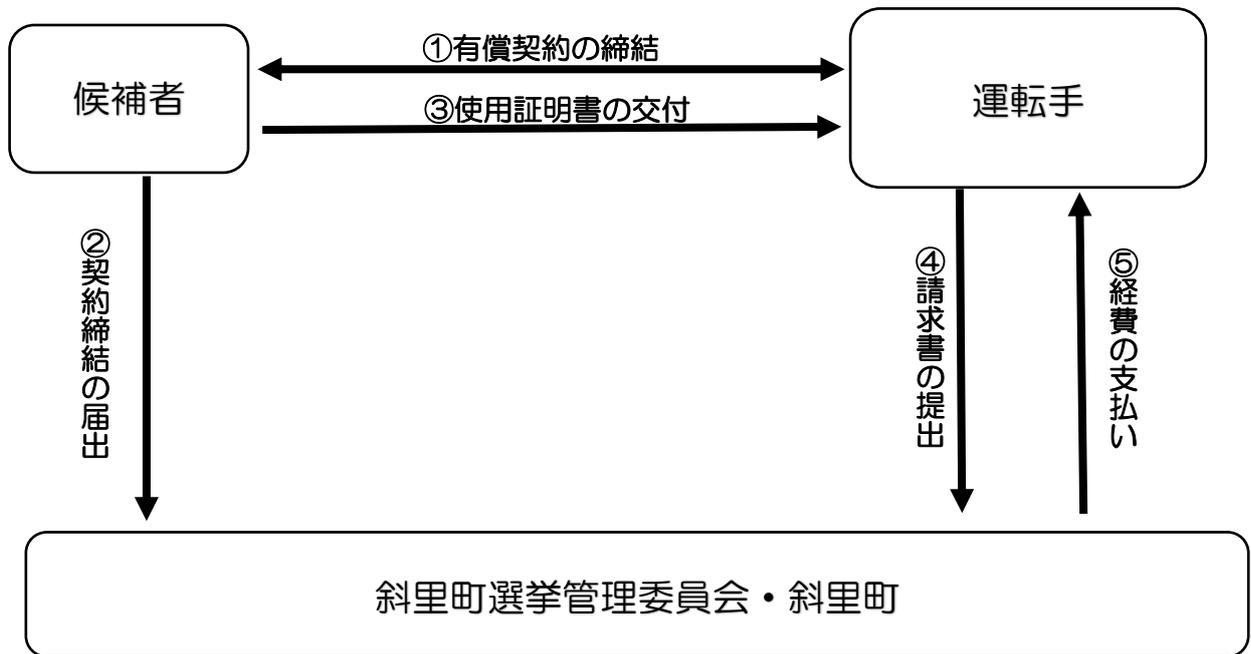
選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P.28	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P.10	
請求するとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式 12 号】	P.29	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 15 号】	P.30	
	請求内訳書 【様式第 15 号 別紙 2 の 3】	P.31	

選挙運動用自動車の使用（運転手）
（運転手の雇用）



順序	手続き内容	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者⇔運転手)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面) [記載例 P.28]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】 [記載例 P.10]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) 【様式 12 号】 [記載例 P.29]	
④	請求書の提出 (運転手⇒町)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【様式第 15 号】 [記載例 P.30] 請求内訳書【様式第 15 号別紙 2 の 3】 [記載例 P.31]	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (町⇒運転手)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、運転手は、供託物を没収された候補者に対し請求することになります。

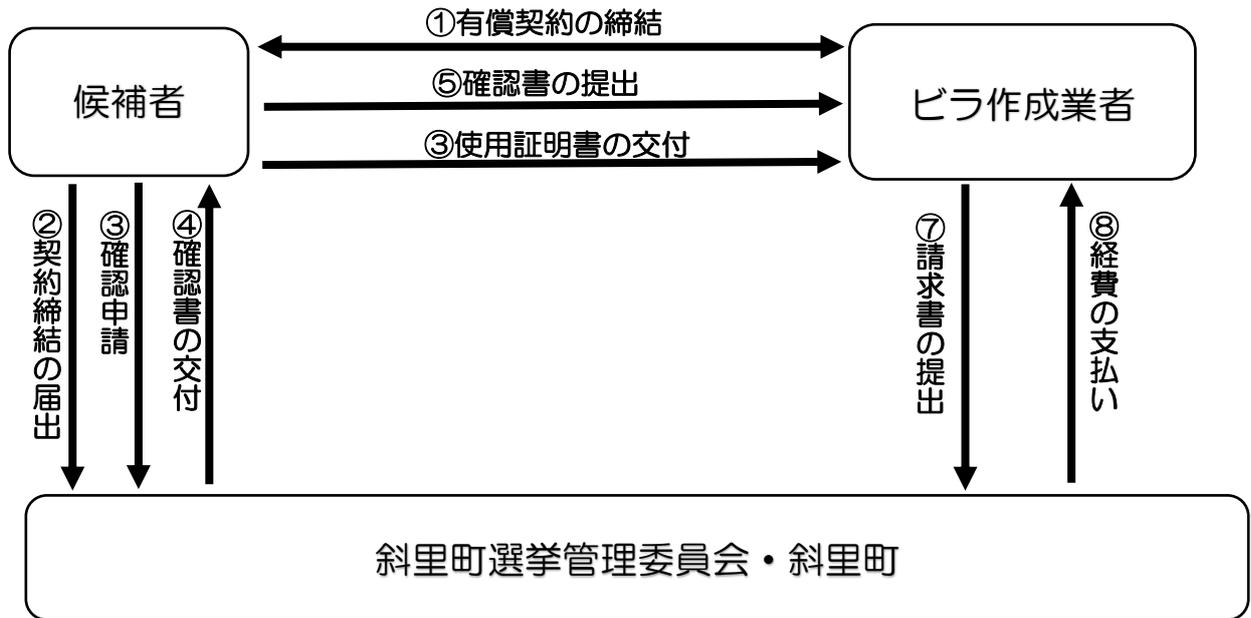
(注) 2 町に対する請求については、斜里町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P.34	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	P.33	
請求の前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	P.35	
請求するとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】 (確認申請後に選管から交付されたもの)	P.36	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第13号】	P.37	
	請求書(選挙運動用ビラ作成) 【様式第16号】	P.38	
	請求内訳書 【様式第16号 別紙】	P.39	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続き内容	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者⇔ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面) [記載例 P.43]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】 [記載例 P.33]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】 [記載例 P.35]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 (確認申請後に選管から交付するもの) 【様式第8号】 [記載例 P.36]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第13号】 [記載例 P.37]	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町)	請求書 (ビラ作成) 【様式第16号】 請求内訳書【様式第16号 別紙】 [記載例 P.38]	④の確認書 ⑥の作成証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払い (町⇒ビラ作成業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、ビラ作成業者は、供託物を没収された候補者に対し請求することになります。

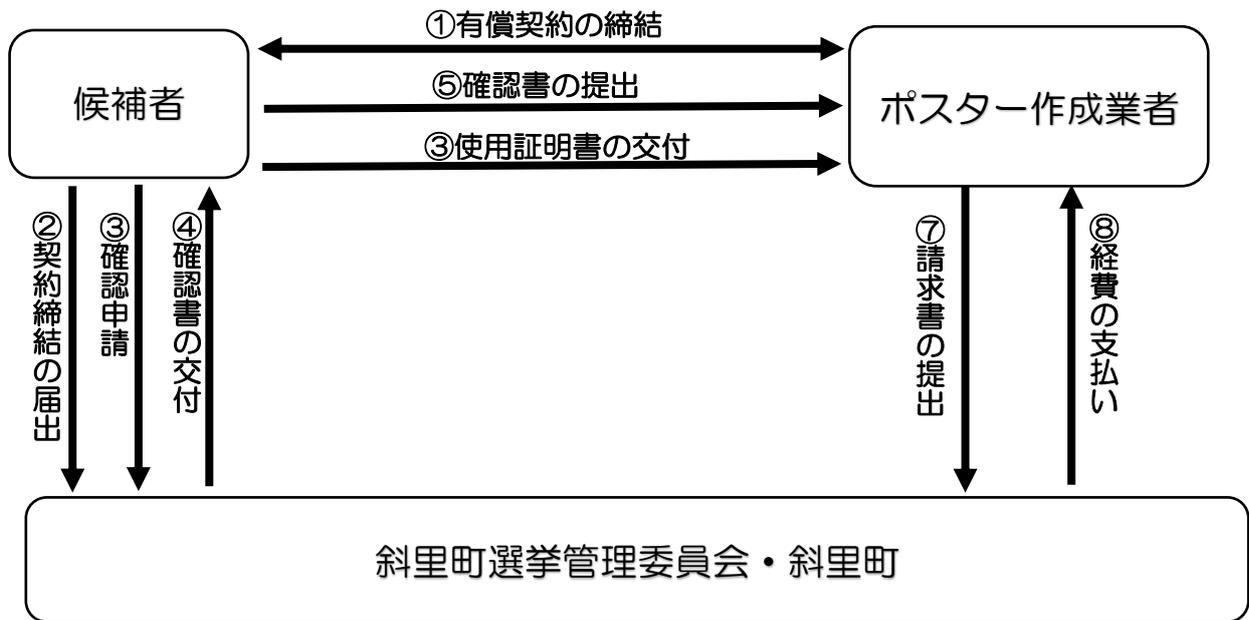
(注) 2 町に対する請求については、斜里町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	記載例	チェック
あらかじめ	契約書の写し	P.43	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	P.42	
請求の前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	P.44	
請求するとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】 (確認申請後に選管から交付されたもの)	P.45	
	選挙運動用他ポスター作成証明書 【様式第14号】	P.46	
	請求書(選挙運動用ポスター作成) 【様式第17号】	P.47	
	請求内訳書 【様式第17号 別紙】	P.48	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続き内容	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者⇔ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面) [記載例 P.43]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】 [記載例 P.42]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】 [記載例 P.44]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (確認申請後に選管から交付するもの) 【様式第9号】 [記載例 P.45]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の契約書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式14号】 [記載例 P.46]	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町)	請求書(ポスター作成) 【様式第17号】 [記載例 P.47] 請求内訳書【様式第17号 別紙】 [記載例 P.48]	④の確認書 ⑥の作成証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払い (町⇒ポスター作成業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、公費負担の対象となりませんので、ポスター作成業者は、供託物を没収された候補者に対し請求することになります。

(注) 2 町に対する請求については、斜里町選挙管理委員会で受け付けます。